

和泉市公募型指名競争入札実施要綱
(平成19年1月10日制定)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の請負契約に係る指名競争入札に関し、入札参加意欲を指名に反映させることができ、かつ入札契約事務が軽減される事後資格審査方式の公募型指名競争入札（以下「本入札」という。）を実施するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、公募型指名競争入札とは、対象となる建設工事の発注に際し、必要な条件を付して入札参加者を募り、その条件に適合する者の中から入札参加者を指名する競争入札方式である。

2 この要綱において、事後資格審査方式とは、前項の規定により募った全ての参加者に係る入札前に行う資格審査を一部簡略化し、落札候補者のみ詳細資格審査を行うものである。

(対象工事)

第3条 本入札の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、和泉市建設工事業者格付要綱（平成18年5月23日制定）第2条で定める、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、造園工事及び舗装工事並びに建設業法（昭和24年法律第100号）第2条で定める解体工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、本入札の対象としない。

(1) 発注する工事等が緊急を要するもの

(2) 専門性を有する等により、発注する工事等を施工・履行できる者が限られているもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、本入札で行うことが適切でないと認められるもの

(入札参加資格及び資格審査の時期)

第4条 対象工事の指名を希望する業者（以下「指名希望業者」という。）は、対象工事の入札参加申請時において、次に定める要件をすべて満たさなければならない。

(1) 第5条第1号から第6号の失格要件に非該当であること。

(2) 市内業者・準市内業者の認定基準（平成19年11月19日制定）に規定する市内業者又は準市内業者であること。

(3) 対象工事の業種に適合した、和泉市建設工事業者格付要綱に基づく等級格付けがなされていること。

(4) 申請日時点で、和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱（平成17年4

月28日制定)に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(5) 建設業法(昭和24年法律第100号)第26条の規定に基づく主任技術者又は監理技術者(以下「技術者等」という。)を配置できること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に資格要件を定めたときは、その要件を満たすこと。

2 市が行う資格審査は、次の時期に行うものとする。

(1) 申請受付時に行う事前資格審査は、前項第1号から第4号に定める項目とし、同時に第5号の技術者等の配置状況の確認を行うものとする。

(2) 入札執行後に行う事後資格審査は、前項第5号及び第6号に定める項目とする。

(失格要件)

第5条 前条第2項第1号の規定に基づき申請受付を完了した業者又は第11条の規定による指名を受けた業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は失格とし、対象工事の入札に参加できないものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

(2) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関係のある者

(3) 行政機関からの情報により請負者の下請契約関係が不相当であると認められる者

(4) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続しているなど請負者として不相当と認められる者及び和泉市契約関係暴力団排除措置要綱(平成24年6月1日制定)に基づく入札等除外者

(5) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、和泉市入札参加有資格業者の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更正手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更正手続開始の決定を受け、かつ、和泉市入札参加有資格業者の再認定がなされた者を除く。)

(6) 賃金不払いに関する労働者等からの通報があり、当該状態が継続しているなど、請負者として不相当と認められる者

(7) 対象工事の申請日から入札日までの間に、和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた者

(準市内業者の受注制限)

第6条 準市内業者の年間受注件数（6月1日から翌年5月31日まで）は、各等級区分につき1件までとする。ただし、各等級区分で格付けされた登録業者数が20者に満たない等級区分については、本条の規定を適用しない。

(対象工事の公表)

第7条 本入札を実施しようとするときは、期日前少なくとも5日までに次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、緊急やむを得ない事由があるときは、その期日を3日までに短縮することができる。

- (1) 工事種別、応募可能な等級格付け
- (2) 工事名
- (3) 工事場所
- (4) 工事概要
- (5) 工期
- (6) 対象工事の設計業者
- (7) 入札日時
- (8) 設計価格
- (9) 最低制限価格設定の有無
- (10) 申込み期間
- (11) その他入札に際し必要な事項

2 前項の公表は、原則として水曜日（その日が和泉市の休日を定める条例（平成2年和泉市条例第12号）第2条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときには、その翌日以降で休日でない日）に契約担当課の窓口に掲示及び市ホームページ等に掲載する方法により行うものとする。

(申込み)

第8条 指名希望業者は、前条第1項第10号に定める期間内に、公募型指名競争入札参加申請書（様式第1号）を市の発注する入札業務を執行するための情報処理システム（以下「電子入札システム」という。）により市長に提出するものとする。

(受注可能件数の確認)

第9条 指名希望業者は、同日に同一業種で複数の入札が行われる場合、公募型指名競争入札参加申請書（様式第1号）によって、受注が可能な件数（以下「受注可能件数」という。）を申告するものとする。

2 指名希望業者は、前項で申告した受注可能件数を変更する場合は、原則、入札日の前日までに申し出なければならない。

(業者指名)

第10条 第8条の申請を行った業者（以下「入札参加申請者」という。）につ

いて、第4条の入札参加資格を満たさない業者及び第5条の入札に参加できない者を除き、原則として、全ての業者を指名するものとする。この場合において、入札参加申請者が1業者のときも、入札金額に影響のない入札方式であることから、有効に取り扱うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、和泉市建設工事請負業者指名委員会による資格審査が必要な工事については、同委員会の資格審査に付すものとする。

(指名・非指名通知)

第11条 市長は、対象工事の入札参加者の指名又は非指名を決定したときは、速やかに、その結果を入札参加申請者に通知するものとする。なお、非指名の者には、理由を付した非指名通知書(様式第2号)により郵送等で通知(電子入札の場合はシステムにより通知)するものとする。

- 2 前項で指名を決定した入札参加申請者(以下「入札指名業者」という。)への通知は、電子入札システムで行うものとする。

(設計図書等の配布)

第12条 本入札に係る設計図書等の配付は入札指名業者が、電子入札システムからダウンロードする方法により行うものとする。

(入札の順番等)

第13条 同日に複数の入札を執行する場合は、業種ごとに取りまとめて行う。

- 2 入札の順番は、業種ごとに設計金額の高いものから順に執行する。

(落札候補者の決定)

第14条 市長は、本入札において開札後、有効な入札のうち、入札比較価格及び入札最低制限価格の範囲内で最も低い価格(以下「最低価格」という。)で入札した者を落札候補者と決定する。

- 2 最低価格を提示した者が2者以上あるときは、和泉市電子入札運用基準(令和3年12月3日制定)の定めによるくじ機能により落札候補者を決定する。

- 3 第1項、前項及び次条の規定は、第9条で申告のあった受注可能件数の範囲で行うものとし、申告のあった受注可能件数に達した場合は、その者の以降の入札は開札せず無効とする。

(落札候補者の順位付けの決定)

第15条 市長は、本入札において開札後、前条の規定により落札候補者を決定し、落札候補者の以降の順位付けを第5順位まで決定する。

- 2 落札候補者の順位付けは、価格が低い順とする。

- 3 入札参加者の数が5に満たない場合は、全者を順位付けるものとする。

- 4 最低価格以外で同じ価格で入札した者については、開札の際には抽選を行わず同順位とする。

(入札の順位付けの特例措置)

第16条 同日に同一業種で複数の入札が行われ、先の入札で落札候補者となった者（以下「落札済業者」という。）がいた場合の、以後の入札に係る取り扱いは、次の各号のとおりとする。

(1) 同じ価格で、落札済業者と落札済業者以外の者（以下「未落札業者」という。）の入札があった場合は、未落札業者を上位とし、落札済業者は次順位とする。

(2) 3件以上の入札執行により、落札済業者が2者以上ある場合で、落札済業者が同じ価格で入札した場合の落札済業者間の順位付けは、落札候補者となった回数が同じ者の中で先に落札候補者となった順とする。

(入札参加資格確認書類の提出)

第17条 落札候補者は、落札候補者に係る事後資格審査申請書（様式第3号。以下「審査申請書」という。）を落札候補者となった日の翌日（翌日が休日のときは、翌日以降の初めての休日でない日）の正午までに提出しなければならない。

2 落札候補者から前項の期限までに審査申請書の提出がなかったとき又は落札候補者が入札参加資格を有しないと認められるときは、第15条の規定により順位付けられた次順位の者を落札候補者とし、次順位の者は審査申請書を市が指定した日時までに提出しなければならない。

3 前項の次順位の者が、第15条第4項の規定により複数いる場合、市の指定する日時に、和泉市指名競争入札に係るくじによる落札者の決定手続に関する事務処理要領（平成29年5月16日制定）に準じてくじを行い、落札候補者を決定する。

(事後資格審査)

第18条 市長は、前条の規定により提出された配置する技術者について、受注案件の業種に対応する資格者であるか資格審査を行う。この場合において、同日に行われた入札における事後資格審査については、入札が行われた順番により行うものとする。

(落札者の決定)

第19条 事後資格審査の結果、落札候補者が契約資格を有すると認められるときは、当該落札候補者を落札者とする。

2 落札候補者から第17条に規定する書類の提出がなかったとき又は事後資格審査の結果、落札候補者が契約資格を有しないと認められるときは、当該落札候補者の入札を無効とし、第15条の規定に基づき順位付けた次順位の者を落札候補者とし、落札者が決定するまで第17条からこの条までの手続を行うものとする。

3 市長は、落札候補者を落札者としたときは、落札者決定通知書（様式第4号）により当該落札者に通知するものとする。

（入札結果の公表）

第20条 市長は、入札執行後、速やかに契約担当課の窓口及び市ホームページ等において、開札状況等（入札参加者名、入札金額、落札候補者、抽選順位等）を公表するものとする。

2 市長は、事後資格審査を経て落札者が決定したときは、速やかに契約担当課の窓口及び市ホームページ等において入札結果（落札者等）を公表するものとする。

（システムを利用できない場合の取扱い）

第21条 電子入札システムによる手続きの開始後、電子入札システムの障害等により、入札の続行が困難な事由が生じた場合は、前各条の規定にかかわらず、電子入札システムにおける入札は中止し、電子入札システム以外の方法で入札を行うことができる。

2 障害等により、電子入札システムにより入札手続きができない期間に、入札手続きを行う必要がある案件については、前各条の規定にかかわらず、電子入札システム以外の方法で入札を行うことができる。

（入札中止または不調時の取扱い）

第22条 入札不調または中止となった工事の再度公告入札は、本入札方式によらないことができる。

（その他）

第23条 この要綱に定めるもののほか、本入札について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年6月30日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成20年8月18日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成24年4月10日）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年5月28日）

この訓令は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 5 日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 27 日）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 8 月 7 日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 1 日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 4 日）

この訓令は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和 3 年 9 月 3 日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 8 日）

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 20 日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 28 日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和 4 年 12 月 28 日）

この訓令は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 1 月 31 日）

この訓令は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 9 月 1 日）

この訓令は、令達の日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

公募型指名競争入札参加申請書

和泉市長 あて

申込者 所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

和泉市公募型指名競争入札実施要綱の要件及び下記項目内容を全て満たしていることを誓約して、競争入札に参加を申請します。

工事名

（確認欄）

- ☐ 自社は、当該等級に対応の等級に格付けされている
- ☐ 当該業種に対応の技術者の配置が可能である
- ☐ 落札候補者となった場合、市指定の日時まで、落札候補者に係る事後資格審査申請書（様式第3号）を提出する
- ☐ 上記工事と同日に行われる同業種の入札について確認し、下記のとおり受注可能件数を申請する

受注可能件数 件

※受注可能件数について（第9条関係）

- ・件数は、同日に行われる同業種の入札件数を上限として記入してください
- ・入札までに受注可能件数に変更が生じた場合、入札日の前日までに市に申し出てください
- ・落札候補者となった回数が受注可能件数に達した場合、以降の入札は「無効」となります

なお、上記工事を落札したときは、下記の会社等で履行保証（保険）契約を結ぶ予定であることをお届けします。

併せて、手続きに時間がかかっている場合、市が契約相手先に問合せすることを承諾します。

会社名等 連絡先

様式第 2 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

様

和泉市長

非 指 名 通 知 書

年 月 日付けで入札参加申請のありました下記の工事に係る
公募型指名競争入札については、下記の理由により非指名となりましたので通
知します。

記

1．工事名	
2．非指名理由	

落札候補者に係る事後資格審査申請書

和泉市長 あて

所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

次のとおり落札候補者に係る事後資格審査を申請します。

- 1. 工事名
- 2. 配置する技術者等

主任技術者又は監理技術者	
氏 名	
資 格	
事務所の専任技術者	専任技術者 ・ それ以外の技術者
現場代理人	
氏 名	
所属	自社 ・ 出向
所属会社名 (出向の場合のみ)	

※ 配置する主任技術者又は監理技術者については、技術者名簿に登録している技術者を条件とする。

※ 請負金額が 4,500 万円(建築一式工事は 9,000 万円)以上の場合は、専任の主任技術者を、下請負金額が 5,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）以上の場合は監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者を配置すること。

様式第 4 号（第 1 9 条関係）

年 月 日

所在地
商号又は名称
代表者職・氏名 様

和泉市長

落札者決定通知書

年 月 日付けで開札のありました下記の工事の落札者に決定
しましたので通知します。

記

1. 工事名	
--------	--